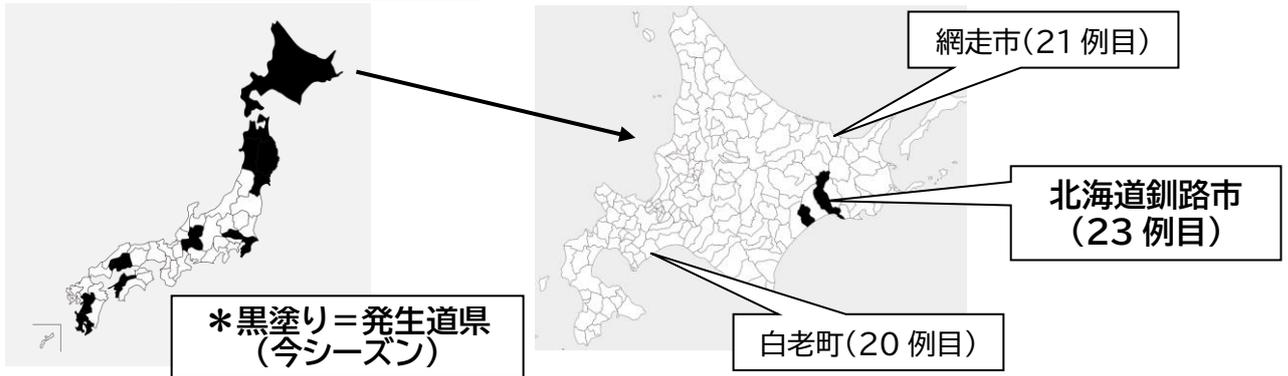


北海道釧路市の家きん農場で高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜を確認

北海道釧路市の家きん農場で、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の事例が確認されました。国内では今シーズン23例目となります。



確認日：令和4年4月26日

確認地域：北海道釧路市 だちょう（エミュー）約100羽飼養

経緯：北海道は25日、飼養家きんの死亡がみられる旨の通報を受け、当該農場へ立入検査を実施。同日、鳥インフルエンザの簡易検査を実施し陽性であることが判明。26日、遺伝子検査を実施した結果、本病の疑似患畜であることを確認。

対応方針：「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、飼養鶏の殺処分・焼埋却、移動制限（発生農場から半径3kmの範囲）、搬出制限（発生農場から半径10kmの範囲）等の防疫措置を実施。

農場にウイルスを侵入させないために予防対策を徹底しましょう

1. **野鳥**は感染源として最重要視されますので、鶏舎内や給水源への侵入を防いで下さい。
2. 関係者以外をむやみに**農場、鶏舎に立入らせない**ようにして下さい。
3. 出入車両、器具・機材、長靴・衣服などの**消毒を徹底**し、ウイルスの侵入を防ぎましょう。
一般的に用いられている消毒剤で十分な効果があります。
4. **ネズミや衛生害虫の駆除**を徹底して下さい。
5. 一日一回は飼っている鳥を観察しましょう。



飼養鶏等に異常があった場合は家畜保健衛生所に早期通報願います！！

0238-43-3217 または 080-1840-0705

※上記いずれの電話番号でも24時間対応しています